

～ パートナーシップ宣誓制度にかかる Q & A ～

(猪名川町)



Q 1 :	パートナーシップ宣誓制度とは？
A 1 :	同性が好きな人や、生まれは男性（女性）だけど、女性（男性）として生きたい人など、性的少数者の人たちがいます。誰もが自分自身を大切に、自分らしく生き、お互いを認め合えるような社会（猪名川町）になるよう、支援するものです。 ※日本では、同性婚はまだまだ難しいですが、LGBTQのカップルを、人生を共にするパートナー（家族）として猪名川町が認定することです。
Q 2 :	猪名川町セクマイ相談について
A 2 :	R 3年度より、パートナーシップ宣誓制度を導入するにあたり、併せて、これまで誰にも相談できずに一人で悩んでいた人たちにとって、自分らしく、自分のまま暮らる町・猪名川町であるために「セクシュアルマイノリティ相談」（セクマイほっとライン「にじいろ相談いながわ」）を開設し、専門相談員が寄り添い、支援していきます。（町外の方からの相談も対応）
Q 3 :	相談方法は？
A 3 :	電話相談のみ。毎月第2水曜日 9：00～12：00（町外の方からの相談も可） TEL：080-3434-8107（パートナー）
Q 4 :	「パートナーシップ宣誓制度」と「結婚」の違いは？
A 4 :	結婚は、法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や税金の控除、扶養の義務など様々な権利、義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、猪名川町の実定（内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。
Q 5 :	パートナーシップ宣誓は、戸籍上の性が同一でないとできないのか？
A 5 :	基本は、同性カップルのための制度になりますが、戸籍上の性別が異性となるカップルであっても、性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方々もおられると考えます。そのような場合、相談に応じさせていただきます。
Q 6 :	事実婚の方もパートナーシップ宣誓ができるか？
A 6 :	当制度は、婚姻に準じるような法的効力を有しませんが、性的マイノリティ等のお二人をの関係を猪名川町として社会的に認めるもので、制度の対象者は、性的マイノリティの方に限定され、事実婚の方は対象となりません。また、同様に「夫婦別姓」婚の希望者も対象外です。
Q 7 :	通称名を使用できるか？
A 7 :	使用できます。性別違和の方が日常で使用している自認する性別に合った名や、外国籍の方が使用している日本名などが該当します。
Q 8 :	制度利用に際し、プライバシーは守られるか？
A 8 :	ご希望に応じて、個室での対応も可能です。提出された書類や、記載内容等の大切な個人情報は、必ず守られます。
Q 9 :	パートナーシップの宣誓に費用はかかるか？
A 9 :	宣誓書の提出や、受領証の発行に費用はかかりません。 ただし、提出していただく必要書類（住民票など）の発行には手数料がかかります。
Q 10 :	パートナーシップ宣誓書受領証はすぐにもらえるか？
A 10 :	事前審査があります。必要書類提出後、約1週間ほどお時間をいただきます。 受領希望日がある場合、その日より1週間前に必要書類をご提出ください。



Q11:	自分は町内在住だが、パートナーは町外に住んでいる場合、申請できるか？
A11:	パートナーの方が、町内の同一住所に転居予定であれば、申請できます。
Q12:	パートナーが外国籍だが、宣誓できるか？
A12:	パートナーの方が町内に住民票がある、または、転居予定であれば宣誓は可能です。 ただし、「婚姻要件具備証明書（独身証明書）」とその「日本語訳」の提出が必要です。 「婚姻要件具備証明書（独身証明書）」は、国籍のある国の大使館や領事館へお問い合わせください。
Q13:	パートナーシップ宣誓書受領証を紛失した場合、どうすればいいか？
A14:	「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式4）」を提出いただければ、受領証を再発行することができます。（毀損、汚損等の場合も同）
Q15:	町外へ転出するが、手続きはあるか？
A15:	宣誓後、お二人とも町外へ転出することになった場合、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還していただくことになります。その際、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式6）」に必要事項を記入し、受領証と併せて提出してください。 どちらか一方の方が、何らかの事情により、町外へ転出される場合は、「パートナーシップ宣誓書記載内容変更届（様式5）」を変更内容が確認できる書類と併せて提出してください。 （町内での転居等や名前の変更、その他記載内容に変更のある場合も同じ手続きになります）
Q16:	町外へ転出するが、協定自治体への転居だが、手続きはあるか？
A16:	パートナーシップ宣誓制度取組協定を締結している自治体へ転居される場合は、転居先での手続きになります。その際、本町発行の受領証と交換で転居先の受領証が発行されます。 （その場合の手続きは、簡素化され、申請者事務負担が軽減されます） 詳しくは、転居先の窓口へお問い合わせください。
Q17:	パートナーシップ宣誓制度取組協定を締結している自治体はどこか？
A17:	阪神7市1町間で協定を結んでいます。（令和3年4月6日より） （阪神7市1町＝芦屋市・尼崎市・伊丹市・川西市・三田市・宝塚市・西宮市・猪名川町） ※自治体によって、条件やサービス等が多少違ってしますので、詳しくは各自治体担当窓口へお問い合わせください。
Q18:	パートナーが亡くなった場合の手続きは？
A18:	パートナーの方が亡くなられた場合、パートナーシップ宣誓書受領証を返還してください。 その際、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式6）」に必要事項を記入し、併せて提出してください。
Q19:	パートナーシップ関係を解消した場合、どうするか？
A19:	パートナーシップ関係を解消する（した）場合、パートナーシップ宣誓書受領証をお二人とも返還してください。その際、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式6）」に必要事項を記入し、併せて提出してください。
Q20:	家族制度や婚姻制度に影響を及ぼしたりしないか？
A20:	当制度は、家族制度や婚姻制度に何らかの影響を与えたり、法の改正につながるものではなく、性の多様性を重視し、性的マイノリティに関する社会的理解が広がり、生きづらさの解消や改善に繋がっていくことを期待して導入するものです。

Q21 : パートナーシップ宣誓のメリット・デメリットは？

A21 : ※メリット :

- ①現在の猪名川町でできうるLGBTQカップルに対する最大の人権保護ツールであること。
- ②制度導入による一定の保護を享受でき、町民生活を送る上で社会からの理解を得やすくなる。
- ③同性婚とは異なるものの、2人の関係を自治体の承認の基で認めてもらう事実確認が、2人の精神的関係性（家族であるという）をより強くすることができる。
- ④この制度をきっかけとして、性的マイノリティに関する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取り組みを推進するために導入するもの。
- ⑤具体的には・・・（一例）

A : 行政サービス（一部 要確認）

- ・ 町営住宅への「家族」としての入居
- ・ 犯罪被害者家族支援（調整中）
- ・ 災害被害者支援
- ・ 受領書カードに、救急隊用に緊急連絡先として、パートナーの連絡先記入欄あり
- ・ その他、家族として受けることのできる行政サービス など

* 阪神7市1町間においては、PS宣誓制度の協定があり、転居の際、簡素な手続きでOK

B : 民間サービス（一部 要確認）

- ・ ケータイ（スマホ）等の家族割引など
- ・ クレジットの家族カード作成
- ・ 生命保険関係
- ・ 賃貸住宅等の契約における理解
- ・ 病院での面会や同意等の機会が得られやすい
- ・ 夫婦間、家族間で利用可能な福利厚生が利用できる など

※詳しくは、お問い合わせください。

※デメリット

- ・ 法的保証は一切ない
- ・ 宣誓しても、その適応効力は「婚姻」と比べて極力弱い（戸籍や住民票等の記載は変わらない）
- ・ 遺族年金受け取り、配偶者控除等は受けられない
- ・ 遺言状等がなければ、パートナーに遺産を残すことはできない
- ・ どちらかが片親として子どもを育てる場合は、その子どもの親になることはできない
- ・ 猪名川町内だけの効力（認定）であり、町外へ転出すれば無効。
（阪神7市1町間においては、協定を締結<R3.4.6～>以降は有効）

Q22 : パートナーと法的な関係を構築する方法は？

A22 : 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約を結ぶ方法があります。詳しくは、最寄りの公証役場へお問い合わせください。

Q23 : パートナーシップ宣誓制度の担当課は？

A23 : 猪名川町は、「福祉課人権推進室」になります。

電話 : 072-768-0217 FAX : 072-768-0468

e-mail : inagawa-jinken@town.inagawa.ig.jp



～豆知識～

Q24:	LGBTQ+ (プラス) とは?
A24:	L = レズビアン (女性同性愛者)、G = ゲイ (男性同性愛者)、B = バイセクシュアル (両性愛者)、T = トランスジェンダー (体と心の性に違和感のある人)、Q = クィア/クエスチョニング (自身の性別が?の人)、+ (プラス) = LGBTQのどれにも属さない様々なセクシュアリティのことです。 <参考: 人口規模は、約8%との調査結果がある (2016年・連合LGBTに関する職場の意識調査、2018年・電通ダイバーシティ・ラボLGBT調査より) >
Q25:	SOGI/SOGIE (ソギー・ソジー) とは?
A25:	「性的指向と性自認」すべての人の属性を表すものです。 (Sexual Orientation and Gender Identity の略) (Eは、Gender Expression) ※LGBTとSOGIは、セクシュアルマイノリティと同じ意味で使用される。
Q26:	毎年5月17日は、何の日?
A26:	「多様な性にYESの日」という国際的な記念日になります。 1990年5月17日に、世界保健機関WHOが、同性愛を精神疾患のリストから外したことに由来する「国際反ホモフォビア・デー」(IDAHO)でもあります。
Q27:	「ALLY」 (アライ) とは?
A27:	アライとは、同盟や支援を意味する英語「ally」が語源で、LGBTに代表される性的マイノリティを理解し支援するという考え方やその考えを持つ人のことです。
Q28:	「DSDs」 (ディーエスディーズ) とは?
A28:	「DSDs」 = (Differences of Sex Development) 「カラダの性のさまざまな発達」 「DSDs」 (ディーエスディーズ) とは、外性器の形や、女性の膣や子宮の有無、染色体の構成など、生物学的な男女の固定観念とは、生まれつき一部異なる状態をいいます。
Q29:	「Diversity」 (ダイバーシティ) とは?
A29:	ダイバーシティという言葉は、「多様性」または「多様性を受け入れる」という意味で使われています。国籍、人種、年齢や性自認・性的指向、価値観など、一人ひとりの「違い」を認め合い、尊重し、「違い」を積極的に活かすことで、社会をより良くしようという考え方です。
Q30:	LGBTの方のイメージカラーが「虹色」なのは?
A30:	意味は、虹色は一般的には7色だが、実際には、無数の色が混じり合っている。性はグラデーションであり、虹色がシンボルカラーになっています。ただし、虹色がシンボルカラーだが、厳密には6色を用いています。(元は8色) 意味は、①赤=命 ②橙=癒し ③黄=太陽 ④緑=自然 ⑤青=芸術 ⑥紫=精神 ※沢山の「色」が、「人間の多様性(個性)」を表し、「虹」はそれぞれの個性を認め合いながら、協力して生きていく「共生」を表し、多様性の他に平和を求める意志も示しています。
Q31:	パートナーシップ宣誓制度を実施している自治体は、全国にどれくらいあるのか
A31:	全国で56自治体 (R2.7現在) / 制度利用者約900組 (R2.3現在) * 阪神7市1町の状況 (R3.4月現在) ①宝塚市 (H28.6~) ②三田市 (R1.10~) ③尼崎市 (R2.1~) ④伊丹市・芦屋市 (R2.5~) ⑤川西市 (R2.8~) ⑥西宮市・猪名川町 (R3.4~) ※明石市 (R3.1~) / 神戸市・姫路市 = 検討中
Q32:	阪神間のセクマイ相談事業について
A32:	阪神7市1町+明石市は、すべて専用相談設置済み。(電話のみと面接可も含む)

